

遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準

東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化する中、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足する資材を受注者が工事施工場所のある地区（「土木関係設計単価表」の地区単価において区分された地区をいう。）以外（以下「遠隔地」という。）から調達せざるを得ないことが想定される。

そこで、受注者が資材を安定的に確保するため、遠隔地から資材を調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することについて、必要な事項を定めるものである。

1 対象工事

遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準（以下「運用」という。）の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 災害復旧工事を含まない農業農村整備事業関係県営建設工事（建築工事を除く）であること。
- (2) 工事施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局管内である場合は、平成24年8月27日以降に当初契約を締結する工事、若しくは平成24年8月26日時点で契約中の工事であること。

また、これ以外の地域の場合は、平成26年1月20日以降に当初契約を締結する工事、若しくは平成26年1月19日時点で契約中の工事であること。

- (3) 工事施工場所が岩手県内であること。

2 対象資材

運用の対象となる資材は、生コンクリート、石材（砕石、捨石、被覆石等）及び仮設材とする。

3 輸送費に係る契約変更を請求する意思の通知

- (1) 受注者は、遠隔地からの資材調達に要する輸送費（以下「輸送費」という。）に係る契約変更を請求しようとする場合は、工事施工場所に対象資材を搬入する7日前までに次の事項を記載した「工事打合簿」（様式-43）により、発注者に通知するものとする。なお、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならない。

- ① 遠隔地から輸送する資材の名称・規格
- ② 輸送基地の名称（仮設材の場合）
- ③ 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ④ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

- (2) 受注者は、何らかの理由で(1)に規定する期日までに通知が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り、別に定める期日までに通知できるものとする。

- (3) 発注者は、(1)に規定する通知があったときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」（様式-43）に記載し、通知を受けた日から7日以内に受注者に回答するものとする。

4 輸送費に係る契約変更の請求

- (1) 受注者は、輸送費に係る契約変更を請求する場合は、工事工期終期の2ヶ月前までに「主要資材差額算出調書（コンクリート用）」（様式1）、「主要資材差額算出調書（石材用）」（様

式2)及び使用証明資料(納品書等)を添付した「工事打合簿」(様式-43)により、発注者に請求するものとする。なお、使用証明資料(納品書等)は原本とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日及び使用(納品)数量等が記載されていなければならない。

- (2) 運用が施行された時点で工事工期終期の2ヶ月前を経過している場合は、受注者は発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。
- (3) 発注者は、(1)に規定する請求があったときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」(様式-43)に記載し、請求を受けた日から14日以内に受注者に回答するものとする。ただし、輸送費の金額は記載しないものとする。
- (4) 債務負担工事及び繰越工事において、輸送費に係る契約変更を請求できる回数は、各会計年度において1回を限度とし、その時期は次のとおりとする。なお、受注者は、請求に先立ち、請求時期等について発注者と協議しなければならない。
 - ① 当初契約を締結した会計年度 会計年度末の2ヶ月前まで
 - ② 工事工期終期の会計年度 工事工期終期の2か月前まで
 - ③ ①、②以外の会計年度 各会計年度末の2ヶ月前まで

5 輸送費の算出

- (1) 生コンクリート、石材(砕石、捨石、被覆石等)の場合
 - ① 輸送費の算出は、契約計上数量(土地改良事業等請負工事積算基準等に基づき、契約数量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を加算した数量をいう。)のうち、受注者が遠隔地から輸送した数量(以下「輸送数量」という。)について行うものとする。
 - ② 対象資材の輸送距離は、工事施工場所から対象資材を製造・生産している地区(以下「製造地区」という。)の地区境までの距離とする。

なお、輸送距離については、主要国県道を輸送路として工事施工場所までの最短距離とするものとする。
 - ③ 受注者が工事で使用した対象資材の数量(以下「使用数量」という。)が契約計上数量を上回った場合は、輸送数量のうち資材調達に要する費用(材料費及び輸送費をいう。)が高価なものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。
 - ④ 輸送数量(m³)を輸送車両台数(台)に換算する場合は、原則として輸送数量を4で除するものとする。
 - ⑤ 輸送費の算出は次式により行うものとする。
$$B = (\text{輸送車両台数} - \beta) \times (2L \div V) \times M$$
この式における記号は、それぞれ次の額等を表すものとする。

B: 輸送費(円)

L: 輸送距離(km)

V: 輸送車両の平均時速(40km/hとする。)

M: 当初積算時点で適用している単価適用年月の輸送単価(円/h)

β : 輸送車両調整台数(契約計上数量を上回る数量に係る輸送車両台数)
 - ⑥ 受注者から輸送費の請求を受けた対象資材の単価については、当初積算時点で適用している単価適用年月における製造地区の設計単価を適用するものとする。なお、工事施工場所と製造地区における設計単価の差額については、輸送費に係る契約変更と併せて精算するものとする。
 - ⑦ 「工事請負契約締結時における単価適用年月変更についての運用基準」(平成24年7月31

日付け農計第278号)を適用している工事については、「当初積算時点で適用している単価適用年月」を、「契約変更で適用している単価適用年月」に読み替えるものとする。

- ⑧ 受注者から輸送費の請求を受けた対象資材において設計単価が設定されていない場合は、見積により単価を決定することができる。
- ⑨ 対象資材の単価について見積を徴収することが困難な場合は、類似資材等の設計単価又は物価資料に掲載されている価格から算出する単価変動率等により設計単価を決定することができるものとする。ただし、当該資材の購入費用及び輸送費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、単価変動率等による設計単価の決定は行わず、別途検討するものとする。
- ⑩ 輸送費の契約変更に係る請負代金の変更額は、①から⑨で算出した輸送費に間接工事費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。）を加え請負率を乗じた金額に、消費税相当額を加えたものとする。

(2) 仮設材の場合

- ① 輸送費に係る契約変更の対象となる資材は、共通仮設費に運搬費を積上げ加算している仮設材とする。
- ② 受注者が工事で使用した使用数量が、設計図書計上数量を上回った場合は、輸送数量のうち資材調達に要する費用（材料費及び輸送費をいう。）が高価なものから順次減算し、設計図書計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。
- ③ 輸送費については、第3の輸送費に係る契約変更を請求する意思の通知の際に確認・承諾した輸送基地をもとに、土地改良事業等請負工事積算基準等の運用により算出するものとする。

6 書類の事前提出

- (1) 受注者は、輸送費に係る契約変更を請求する前に発注者から4(1)に規定する添付書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出した添付書類は、契約変更の準備資料として取り扱い、輸送費に係る契約変更の請求がなされた時点で契約変更の対象として取り扱うものとする。
- (2) (1)の場合、使用証明資料（納品書等）は、原本の写しを提出するものとする。

7 契約変更の時期

輸送費に係る契約変更は、受注者の請求に対し発注者が回答した後に行うものとする。

8 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 注意事項

- (1) 輸送費を請求する対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、契約変更時点において規格の変更が承諾されている対象資材については、承諾後の規格で請求できるものとする。
- (2) 使用証明資料（納品書等）において必要事項が確認できない、又は写しを提出した場合等、遠隔地から工事施工場所に対象資材を納入したことを証明する資料として適切でないこと発注者が判断した場合は、契約変更の対象としない。

10 対象外工事

輸送費に係る契約変更の請求があっても、次のいずれかに該当する工事は、運用の対象外とする。

- (1) 農業土木工事共通仕様書(平成20年5月20日付け農計第182号)1-1-12の規定に反する工事。
- (2) 受注者が、輸送費に係る契約変更を請求する意思があることを、書面により発注者に通知していない工事。
- (3) その他発注者が対象外と認めた工事。

付 則

- 1 この運用基準は、平成24年8月27日から施行する。
- 2 この運用基準は、平成26年1月20日から施行する。